

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第3回電力基本政策小委員会

日時 平成27年12月10日（木）13：00～14：48

場所 経済産業省本館17第1～第3共用会議室

1. 開会

○小川電力市場整備室長

それでは定刻となりましたので、第3回電力基本政策小委員会を開催します。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます、

本日、秋元委員、大石委員、大橋委員はご欠席とのご連絡をいただいています。また、石村委員は途中でのご退席、それから、松村委員は遅れてのご参加との連絡をいただいております。

早速ですが、これから議事に入りたいと思いますので、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、以降の議事進行は山内小委員長にお願いします。

2. 説明・自由討議

（1）小売全面自由化に向けた検証

①エネルギー基本計画の施行の状況について（省エネルギー、再生可能エネルギー、化石エネルギー、原子力に係る政策の実施状況）

○山内委員長

どうも皆さん、お忙しいところありがとうございます。

本日ですけれども、本日は小売全面自由化に向けた検証として、エネルギー基本計画の施行の状況についてご議論いただいた上で、その上で、これまでの議論を総括していただきたいというふうに思っております。

それから後に、個別の問題といたしまして、優先給電ルールというのが、これの見直し、それから再生可能エネルギーの固定価格買取制度、これが買取義務者の変更ということになりましたので、これについてもご議論していただきたいというふうに思います。

それでは、お手元の議事次第に従って進めて参りますけれども、まず最初はエネルギー基本計画の施行の状況につきまして、これは事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小川電力市場整備室長

それでは、お手元の資料3をご覧ください。

まず、1枚おめくりいただいて、エネルギー基本計画、これは昨年4月に閣議決定されたものです。幅広いエネルギー源をカバーした、まさにエネルギー政策の基本となる計画でして、現在この計画に従って施策を進めているところであります。

2ページ目が、今後のエネルギー政策の主要課題ということで、全体像をお示ししております。ここ、電力基本政策小委員会の場においては、まさに本日、システム改革関係の検証についてご議論いただきますように、このスライドでいいますと右側、本年6月にシステム改革関連の法案第3弾が成立したところであります。これらの法案に沿ってシステム改革を実行していくわけですが、これまで2回この場でもご議論になりました、自由化を進めていく中で、では原子力はどうなるんだ、再生可能エネルギーがどう入ってくるのか、あるいは前回、電気料金の仕組みのところでご議論になりました省エネルギーとの関係、さらには化石エネルギーといった、まさに幅広いエネルギー政策をしっかりと進めつつ、この右側のシステム改革を実行していくということで、本日この左側、各エネルギー源に沿った施策について、簡単にご紹介したいと思います。

エネルギーミックスの実現に向けた取り組みということで、次のページに全体像をお示ししております。左側から省エネルギー、再エネルギー、化石エネルギー、そして原子力と並んでおります。これらの、特に下半分が制度的対応ということですが、これらについては総合エネルギー調査会ははじめ、いろいろな場で議論がなされております。

それが次の4ページにお示ししているものであります。まず省エネルギーについては、省エネルギー小委員会において議論が進んでおります。それから、再生可能エネルギーにつきましては、本日後ほど別の議題でご紹介がありますけれども、いわゆるFIT制度の見直しについての議論が進められております。そして、化石エネルギーについては、現在この小委員会でもご議論いただきました新しい火力効率化のメカニズムということで、こちら電力基本政策小委員会と別途、省エネルギー関係の委員会でも議論が進められております。最後、原子力につきましては、原子力関係のワーキンググループで議論が進められているところであります。

以下、各エネルギーに沿ってということで、6ページ目は目標となる省エネルギー、相当量の省エネが必要ということで、具体的な施策は7ページにお示ししております。

各部門、産業、家庭、運輸とありますけれども、特に産業に関してはベンチマーク制度を拡充していくと。これは各分野ごと、鉄、化学といった分野ごとにベンチマークというものを設定しまして、それをどこまで達成できているかということを見ていく仕組みですが、これは本日報道にもありましたけれども、その対象範囲を広げていくということにしております。

それから、真ん中下にありますけれども、これは産業、家庭、両部門にまたがる場所ですけれども、いわゆるゼロエネルギーハウスというものを広めていくといった取り組みを今しているところでもあります。

8ページ、9ページは参考ですので飛ばしまして、続きまして、再生可能エネルギーの施策の実施状況ということで、11ページをご覧ください。

これは、これまでにこの場でも議論がありました、再生可能エネルギーの導入量、左のほうにありますけれども、FIT制度導入以降、大変な勢いで導入量は伸びております。他方、右のグラフでありますけれども、それに伴って賦課金が年々、倍々と増えておりまして、直近この2015年度は約1.3兆円にのぼる見込みということになっております。

こういった中で、太陽光に導入が偏っている点、それから国民負担が増大している点、これらの懸念を検討するため、先ほどご紹介しました再エネに関する委員会で、これまで議論がなされてきております。

制度改革の検討の観点というのが、次の12ページに示してありますけれども、今、太陽光発電に導入が偏っているというところでの具体的な検討課題として、①、②、太陽光発電の未稼働案件に対する対応、それから、よりコスト効率的な再エネの導入ということに加えて、他の再生可能エネルギー、具体的には特にリードタイムの長い電源の導入拡大に向けてということで、後ほどご紹介するような検討がなされております。

それから、こちら電力に深く関係するところとしましては、系統制約の解消に向けた取り組みというのが求められているところでもあります。

各課題に対応した取り組みということで、13ページ目以下ですけれども、13ページ目は太陽光発電、この一番下の図にありますとおり、現行の認定時期、かなり早い段階で認定を取れると。この結果としての認定は取ったけれども、実際の工事、それから運転開始まで時間を長くするとといったことも増えていることから、この認定取得の時期をもっと後にしていくというのが1つ目の課題に対する対応になります。

それから、その次の14ページは、コスト効率的な太陽光発電の導入ということでして、具体的には、例えばということで入札を導入していくと。これは先行している海外でもいろいろな試行錯誤がなされているところでありまして、日本もFITを入れて価格を固定して、ただ量のほうの今度はコントロールがきかなくなっているという中で、その価格、量、どうバランスをとっていくかということで、今度新しく入札を導入していこうというのが14ページになります。

さらに、15ページ目は太陽光以外の再生可能エネルギーを導入していく。図にありますような地熱に関しましては、事業化の検討から実際の運転開始まで10年以上にわたるということもあり

まして、買取価格の決定、買取価格の見通しをなるべく先のことまでお示ししていくことで、予見可能性を高めていく必要があるということで、これは太陽光の問題とはまた別途、こうしたリードタイムの長い電源の導入を促すための仕組みというのを入れていくことが、今まさに検討されております。

16ページ目は、本日の2つ目、3つ目、後ほどの議題とも関係してくるところですので、ここではご紹介のみにとどめますけれども、1つは右のほうにあります買取義務者の変更と、これは後ほど別の議題として取り上げたいと思います。

それから、系統運用の問題と、さらには出力制御の公平性確保、これらを後ほど別個の議題として取り上げたいというふうに思っております。

3つ目が、今度、化石エネルギーになりまして、この点については前回もこの場でご議論いただいたところであります。

19ページ目をご覧くださいと思います。上に示されている図がエネルギーミックス、目指すべきエネルギーの電源の構成になりますけれども、右端、左端、再エネ、原子力、これらはいわゆる非化石電源になります。真ん中に位置するこの火力について、どのように効率化を進めていくかということで、左側、発電段階での対策につきましては、現在、省エネ法によるルール整備が進められているところです。

一方、小売段階での対策として、右にありますような高度化法によるルール整備ということで前回この場でご議論いただいたところでして、全小売事業者に対して一定の非化石電源比率を求めていくということを検討しております。

これらについては前回の議論ともちょっと重複しますので、最後、原子力政策ということで、少しページは飛びますが26ページをご覧ください。

我が国における原子力発電所の現状ということで、今この地図上では左下に位置する九州電力の川内原子力発電所2基が稼働中です。今、新しい規制基準への適合性を申請している原子炉、20基余りですけれどもありまして、一方で既に廃炉が決まったものも増えているところであります。

こういった現状の中で、「原子力政策を巡る主要課題」ということで、27ページ目以下に現在の取り組みをまとめております。

28ページ目は、まず依存度の低減ということで、円滑な廃炉を実現するために、今年ですけれども会計制度を措置しております。それから右のほうに行きまして、安全性向上、さらには防災対策、そして原子力賠償制度について今、見直しを進めている、あるいは新しい取り組みを進めてきているというところであります。

加えてということで、29ページ目は、左側、使用済燃料。それから、右側は福島復興ということとして、一番左の再処理の体制につきましては、次の30ページにお示ししているところです。ここは電力の自由化と深く関わりがあるという点では、これまでの地域独占・総括原価方式が来年4月から全面自由化で変わるということで、資金の確保の問題、それから体制の問題、自由化の時代にいかに再処理をしっかりと進めていくかということで、30ページにありますように、原子力に関するワーキンググループを開催してきました、先般報告書案をまとめて、今パブリックコメントに付しているところです。

この仕組みは、ちょうど真ん中に位置する新しい法人というのが、これまで原子力事業者、そして民間事業者、日本原燃を中心に行ってきたこの再処理の取り組みを、この新しい真ん中に位置する法人がある意味事業者をしっかりとモニタリングして、一方で各原子力事業者との間では資金をしっかりと受け取って管理して進めていくと。それによって、①にありますように、新しい拠出金制度によって事業の実施に必要な資金を安定的に確保していくということ。さらに②にありますように、事業の実施に必要な責任を負う新しい法人をつくっていくということを含めた報告書案を、今まさにパブリックコメントに付しているところであります。

最後、高レベル放射性廃棄物については、31ページにお示ししているような形で今、ある意味、国が前面に立って、地域それから国民の理解醸成を進めているところであります。

簡単ですが、以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきましたエネルギー基本計画の施行の状況について、ご質問あるいはご意見がありましたらご発言を願いたいと思います。例によりまして、ご発言をご希望される方はお手元の名札を立てていただくということをお願いいたします。また、関連のご発言をご希望の方は手を挙げていただければ、私のほうから順にご発言をお願いすることになると思います。

それでは、いかがでございましょうか。何かご質問あるいはご意見はございますか。

どうぞ、村松委員。

○村松委員

よろしくお願いいたします。

質問というか、感想というような形になるのですが、こちらの場で議論しております電力市場の自由化に向けて、どういったことを整備していくのかという議論なんですけれども、今回の基本計画の施行の状況ということで、電力市場が自由化されても、電力をじゃぶじゃぶ使うことを促進するわけではないというような議論が今までもされてきたかと思います。

そういった観点では、この省エネルギー社会の実現とというふうにございますのを、1 ページ目の項目ですね。またCO₂排出の削減という観点とのバランスを、企業さんの努力によってうまくとっていくことを、いかに促進していくかという観点が必要なのかなというふうに考えております。

こういった項目については、各企業様がCSR報告書であったり、自社の省エネに対する取り組みという形で、ホームページだったり報告書だったりという形で出されていることが多いかと思うんですね。石村委員の旭硝子さんのホームページを拝見しまして、非常に積極的な取り組みをされていらっしゃる、また、それを企業価値として対外的にアピールしていらっしゃるというのもよく拝見したんですけれども、これはもう少し一般の方々にもアピールできるようなわかりやすい仕掛けというのがあってもいいのかなというふうに思ったんですね。

サステナビリティに関しては、報告書は義務化はされておられませんので、各企業さんの自主的な取り組みという形でやっておりますけれども、もう少し強制力を高めるといようなこともおありかと思えますし、例えば一般の人にアピールしやすいやり方ですと、経産省さんでしたらなでしこ銘柄とか、厚労省のくるみんマークとか、ああいったわかりやすいものがあると皆さんにアピールしやすいのかなということで、ちょっと比較になるかどうかかわからないのですが、そういったやり方もあってもいいのかなということで、今回ご意見させていただきました。

○山内委員長

ありがとうございます。

何か、石村委員は。

○石村委員

ありがとうございます。今のご意見に対しては特にお話することはありません。ただ、先日のご説明にも関係しますが、一般企業はもうかなり昔から省エネルギーを進めてきていて、かなり限界に来ているというところも多分にあるのではないかと思います。先ほどのご説明にもありましたが、やはり民生部門の対応を取らずに十数%の省エネを実現するのは難しいのではないのでしょうか。企業はある程度コストフィージビリティがあればどんどん進めるといいます。ところが一般家庭の部分はなかなか進まない、民生のところが進んでいかないところが大きな問題で、そのため、先ほどの表の中でもなかなか大きな対策が書けていませんでした。

ZEHとかZEBの記載もありましたが、今、日本では、残念ながら年間100万戸も新しい家が建ちません。その中で、それをZEHとかZEBにしても追いついていかないの、何千万戸もある既存の建物のところを変えていかないとなかなか省エネは進まないということです。その辺に対する対策も、もう少し強化する必要があるのではないかと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。どうぞ、松村委員。

○松村委員

本来前回言わなければいけなかったのですが、前回欠席したものですから。スライド19に関連して一言コメントさせてください。

非化石電源比率44%、排出係数0.37。いずれももっともな目標だと思いますが、これらを義務色の強いものにし、各企業に割り当てることを考えるときには、必ずトレーディングとセットでやってください。

この場合のトレーディングというのは、私たちは既に経験している。かつてあったRPS制度では、電気の価値とRPS価値を切り離してトレードできるようにしたはず。共同実施が議論されているようですが、トレーディングを入れればそれに代替するものはできる。でも逆は真ではありません。

共同達成で一緒にやるというのは、極めて不透明な格好になったり、最悪の場合カルテルの温床になったりすることもあり得るのに対して、同じ効果をトレーディングならより透明性の高い形で達成できるわけです。義務色の強い規制を導入するときには、必ずその前段階でそのような措置を検討してください。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。いずれもご意見ということで伺うこととさせていただきます。

ほかにかがでしょうか。

まだあろうかと思いますが、今日議題が少しありますので進ませていただいて、何かありましたらまた後ほどにご発言をいただくことにさせていただきます。

②小売全面自由化に向けた検証の総括について

○山内委員長

次の議題ですけれども、資料4-1、4-2で、今回のこの検証について議論していただきたいと思います。

小売全面自由化に向けたその検証の総括ということでございますので、これも事務局からご説明をいただきまして、また議論とさせていただきます。よろしくお願いします。

○小川電力市場整備室長

それでは、お手元の資料4-1をご覧ください。

まず1ページ目ですけれども、これまでご議論いただいてきた検証をもう一度ということになりますけれども、この検証は、本年6月に成立した電気事業法改正法に定められたところに沿って、今まきに行っているところであります。

この電気事業法における検証規定は、一つはタイミング、一番下の図の中で緑の三角で示されておりますように検証の①、②、③と、将来にわたって3度の検証を行うように規定しているところでありまして、今回はまさに検証の①、本年2015年と、それから第2段階に行く来年2016年との間、非常に短い間ではありますけれども、その間に検証を行うということを規定しておりまして、その際に何を検証するかという点についても法律上ある程度のことは書いてありまして、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況や需給、それから料金、そういったところについて検証を行うということになっております。

検証して、それを何につなげていくかということにつきましては、もう一つ規定がありまして、その結果を踏まえて、必要があると認めるときには一定の措置を講ずるということになっておりまして、今回ご議論いただきたいのは、まずは前段としての検証というところでして、その結果を踏まえて、政府として何か追加的に新しい措置を講ずる必要があるかどうかということについて結論を出すというのが、この検証の趣旨になります。

これまでの検証、2ページ目になりますけれども、本日を含めて合計5回ご議論いただいてきております。最初の2回は別の場、電力システム改革小委員会というところで議論がなされまして、本年10月からこの場でご議論いただいてきたところであります。

3ページ目以下、これまでのご議論の簡単なまとめということでお示ししております。

まず、全面自由化に向けた事前準備の状況というところでは、小売電気事業者の登録、これは8月に始まりまして、既に約180件の申請を受けつけております。

それから、託送料金審査。託送料金というのは家庭向けでいうと原価の3～4割を占める重要なものになりますけれども、これについては7月末の申請から集中的な審査が進められてきておりまして、今月2日に監視委員会のほうで査定方針案を取りまとめたところであります。

それから、各種ガイドラインの整備。既にパブリックコメントにかかっているものもありまして、こういったもろもろ、来年4月の全面自由化に必要な準備というのは順調に進んできているというふうに言えるのではないかとこのように思います。

一方で、4ページ目にありますような、こういった施策サイドでの準備と裏腹に、本来、来年4月からまさに選ぶ主体になります一般家庭、それから小規模事業者向けの周知が十分でないかという点は、この小委員会でも第1回からご指摘をいただいていたところであります。そもそも身の回りの人に確認しても、来年4月からの自由化というものはしっかり伝わっていない。それ

から、自由化自体は聞いたことがあっても、じゃあそれによって何が変わるのか、あるいはどのような手続が必要なのかといったところについては、十分な広報・周知ができていないところがありますので、これについてしっかり行っていく必要があるというようなご指摘をいただきました。

政府のほうでも資源エネルギー庁、それから監視等委員会も、ここの一番下にまとめておりますように、全国の説明会での実施ですとか、それから全国の約1,800の自治体向けに直接メールなどで案内をしまして、今その幾つかの自治体からはまたフィードバックがありまして、こういうようなことをしてほしいとかリクエストも来ているところですけども、いわゆるマスメディアを通じた広報のみならず、いろいろな形で国民の皆さんにしっかり情報が伝わるようにしていくということで、今、取り組みを進めているところであります。

それから、準備状況ということで言いますと、次のページにありますシステムの開発、それからスマートメーターの設置状況と、こういった点もこの小委員会の第1回でご議論いただきました。その際にも、一部開発が遅れる可能性があるといったような話がありまして、今まさにシステムの整備が進められているところではありますけれども、今、直近の状況ということで言いますと、第1回、前々回にご説明したところから基本的には変わりはないというように考えております。

具体的には、例えば、あの場でご説明いただいた東京電力の取り組みも、今週また確認したところでは、スケジュール通りには今来ています。引き続きそのリスクはあるけれども、ぎりぎりのところで今、スケジュールに沿った開発・整備が進んでいますというご説明がありまして、そういう意味で、本日この場では特にその点についてはご説明の機会は設けておりません。

ただ、言うまでもないところですが、情報システムの開発、今はよくてもこれからさらに進めていく中でいろいろ遅延、それからトラブルもあり得るところですので、それらについてはこの場とは別途、しっかり状況をフォローして、作業遅延の場合の対応というのをしっかり検討していくことにしたいと考えております。

具体的には、それこそ年明け以降にスイッチングの申し込みも始まっていくと思いますし、いろいろな形で動きが出ていく中で、また必要に応じてこの場でもご議論いただきたいとは考えているところですけども、現時点において具体的に何か遅延が生じていると、あるいは何か対応を変えなければいけないという状況にはなっていないというふうに考えております。

そして、6ページ目、7ページ目は電気の需給、そして料金というところでして、これらに共通する課題としての原子力の停止と、それに伴う需給の逼迫、それから料金水準の上昇といったようなことがご議論になりました。

こういったようなご議論の内容を簡単にまとめましたが、資料４－２になります。この資料４－２の位置づけは、こちらでこの場でご議論いただいたことをある意味まとめつつ、最終的には資源エネルギー庁、政府としての検証の規定との関係では、政府としての検証の経過ということと取りまとめをしたいと考えておりまして、そういった意味でのこの検証結果の取りまとめの案のところについてご議論をいただければということで、ご紹介させていただきました。

内容的には資料４－１、４－２、同じ内容をまとめたものとなっております。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございます。

お聞きのように、この委員会としては、今日も含めて３回にわたってこの検証の議論をしていただいたわけですが、この委員会から発信されたいろんな意見を取りまとめていただいて、それを政府の名前でその検証というふうに出すという、そういう段取りでございます。

今日３回目ですが、またこれに加えて何かご意見ありましたら、ぜひともご発言いただきたいと思います。

それでは、いかがでございましょうか。ご質問でも結構です。ご質問、ご意見ありましたらご発言願いたいと思います。

どうぞ、廣江オブザーバー。

○廣江オブザーバー

委員からご発言がなさそうですので、オブザーバーから少し申し上げさせてください。

まず、私どもの認識でございますけれども、基本的には本日の資料を、いわば上からなぞるような結果になると思います。

私ども、以前から電力システム改革が国民経済的に大きな成果を上げるためには、幾つかの条件を整えていただく必要があると申し上げていました。特に、この第２段階について申しますと、やはり足元の需給が安定をしていることと、原子力の事業環境が整備が進んでいること、この２点が特に大事だろうと思います。

まず、その足元の需給でございますが、これは前回申し上げましたし、お詫びをしないといけません、依然としまして、この冬につきましても改めて節電お願いをしなければならないような状況が続いておりますし、来年の４月と言われております第２段階への移行期におきましても、大幅にこの状況が改善しているということは多分無理だろうと思っています。

ただ、一方では原子力発電所の再稼働も、少しずつではございますが進んでいるのも事実でございます。従いまして、まずは私どもが安全審査に真摯に対応いたしまして、規制委員会あるい

は規制庁から私どもの発電所の安全性を確認いただいて、早期の再稼働に取り組むと、そのことによりまして、来年の4月と言われております第2段階への移行期、少しでも需給状況が改善するように努力すると、これがまず大事だろうと考えております。

次に、原子力の事業環境整備でございます。これにつきましても、前回もいろいろご説明がございましたし、かなり精力的に現在、国の委員会等で議論を進めていただいているということも十分認識をしております。

ただ、一方では、まだこの議論が道半ばであることも事実でございますし、多分来年の4月までに全ての課題が解消するということにはならないんだろうと思います。ただ、私ども、何が何でも4月までに全てというようなことを申し上げる気もございませんので、引き続き精力的かつ早期にこの検討を進めていただき、必要な制度措置をとっていただくようお願いをする次第でございます。

それから、この4-2を拝見しておりますと、一番下のほうに再生可能エネルギーの導入拡大に伴う火力発電、調整力としての火力発電の役割という点について言及をいただいております。今後、我が国がその再生可能エネルギー、健全な形でしっかりと拡大をしていくというためには、その建設、再生可能エネルギーの建設から廃棄に至るコストというものをきっちりと評価をし、その費用は確実に回収できるというようなシステムが必要だろうと思っています。

その意味から申しますと、今後、再生可能エネルギーが大量に入って参りまして、当然ながら利用率が下がってくると、一方ではバックアップ電源としてはその重要性が決して低下しない火力発電を、今後どうやってこれを維持していくのか。あるいは、必要に応じてこれは更新をしないといけないと思いますが、これをどのように行うのか。その費用を誰がどのように負担するのかということは、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

また私どもも、積極的にその議論には参加はさせていただきたいと希望しております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

四元委員、どうぞ。

○四元委員

すみません、私からは大変つまらないコメント。検証結果の(1)は、ちょっとどうなんですかね。全然、結論は全く異存ないんですけども、今回の検証というのは小売自由化の事前の、念のための確認というふうに認識していますので、何か準備が着実に進んでいるというのと、この附則74条の結論がぱっと結びついちゃって、競争条件の改善措置、講ずる必要はないって、結

論自体はいいんですけども。

何か競争関係を見ていくというのは、これ、基本的にはこれからなんだろうと思うので、何か単純にこうやって書かれると若干違和感があるという。ちょっと、言葉遣いだけだと思います。すみません、これ自体はつまらないコメントです。

あと、(2)も、別にこれも本当大したコメントじゃなくて、前ももしかしたら申し上げたんですけど、広報はもちろんしっかりやっていただく。それから、官民一体となつてと。これもいいんだと思うんですが、他方で、官と民の役割って違うところがあると思っていて、官は制度をちゃんとつくりますと、それから、それを事実関係をちゃんと知らしめますと。それから後、この委員会でよく出たように、例えば電気は何もしなくてもちゃんと来るんですよとか、あと、手続に混乱を生じないようにするとか、そういったことを遺漏なくやっていくと、そこは官がしっかりやっていく必要は十分あると思いますが。

ただ、他方で、政府予算をじゃんじゃんかけて広報していきましょうという立場にもないんだと思いますので、そこら辺は官の役割をしっかり踏まえてやっていただけたらと思います。

別に、この(2)の文言自体に異存があるわけではございません。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。(1)については、ちょっと書き方について、事務局のほうで意見を斟酌していただければと思います。

じゃ、松村委員、どうぞ。

○松村委員

今つまらないことと言われたのですが、私も実は最初読んだときには全く同じ感想を持った。それは「競争条件の改善」という言葉は極めて一般的なので、何かこれは今後、監視等委員会が頑張ってやっていかなければいけない政策はない、不要だと言っているのかと、一瞬ぎょっとした。

よく読むと、要するに附則第74条の2に書いてある、「著しい変化に伴って電気事業者の競争条件が著しく悪化した場合または著しく悪化することが明らかな場合における競争条件改善措置」のことを言っているのですよね。

したがって、抽象的に言っているのではなく、ここのことを言っていることは、前後の文脈を見れば明らかなので、間違った文章だとは思わない。しかしやはり一瞬ぎょっとする文章であると思うので、一応念のために、今の私の理解で正しいことを確認したい。後で拡大解釈されないように、一般用語として使っていると思われぬように。それは明らかだから文言は直さない

という整理でもいいと思いますが、直す余地がもしあるなら、考えてみてください。

2点目。今、廣江さんから安定供給、需給改善に最大限の努力をすることを再び力強く言っていただいたことは、とても安心しました。いろんな機会に一般電気事業者からそういうことを言っているから、国民は大いに安心していると思います。

原子力発電が再稼働したとしても、再稼働した途端に老朽化した火力をどんどん閉じていけば、全然需給の改善にならないわけですから、当然そういうことはしないとの宣言と受け取った。一定期間はちゃんと責任を持って供給力を保持してくださるということだと思います。

繰り返し言っていたいただいて、また今回も言っていた。とても安心しました。ありがとうございました。

○山内委員長

じゃ、(1)については、ちょっとあれですね、ご検討いただいて。

村上委員、どうぞ。

○村上委員

ちょっと関連するのかなと思いますが、この小売全面自由化に向けていろいろ議論を進めていく中で、その競争条件、ここの改善の部分なんですけれども、ちょっと前から少し気になっていたのですが、この業者の登録は順調に増えて いると。ちょっと中身が、外資系がちょっと目立たないのかなと思っておりまして、例えば外国の企業がこの新しく参入するという場合、法的な、あるいは制度的な面で、それを阻止するということは一応ないというふうに理解しておるわけですが、実際今の段階で、この時点で外資系の事業会社が登録をしていない——もしかしたらこれからなされるのかもしれませんが——ということは何を意味しているのか。真の自由化というのが制度的に行われているのか。あるいはその経済合理性があるのか、ないのか。それはその経済合理性が、競争力がグローバルな視点から見てあるのか、ないのか。その辺の議論と、今のうちにしておかないと、3月、4月になって、やっぱりふたをあけてみたらなかったよねとなった場合に、そこからの議論というのはもしかしたら遅くなるかもしれない。

そうすると、過去のその自由化を経験した産業で、内輪だけの自由化をしていると、なかなか国際的な競争に勝てないということが過去の経験論としてある、まあこれは違う分野ですけども、その辺を踏まえまして、この時点、もしかしたらまだ12月ですから、ちょっとここで、このプロセスがそういった意味で真に、法的には外資系を含めどういった業種でも入れるということになっているわけですが、事実上、入っていないということを鑑みて、そこにちょっともしかすると議論をする余地があるのかなというふうに思いました。

○山内委員長

これは、ご担当としてのご見解って何かございますか。

○小川電力市場整備室長

はい。おっしゃるように、まず、その参入について、個別の障壁があるか。制度的には別途、外為法上のいろいろな届け出とか、そういうのはありますけれども、そういった点を除くと、な
い中で、ご指摘のように外資系の参入がまだないのではないかとといったようなところがあります。
もちろん何を外資系と捉えるかという話はあるわけですが、例えば、欧米で起こっている
ような、米国の企業が欧州に進出したとか、その逆もとといったところに今至っているかという
と、おっしゃるようにそこにはまだ至っていないわけです。ただ、私どもも個別に聞くところでは、
まず日本のマーケット、どうしても日本国内にいと市場が縮小してというふうに思いがちで
すけれども、これは世界から見ると、この規模でいうと8兆円の市場が来年4月に一気に自由化
されるというのは、これは例を見ないところでして、そういう意味で海外の関心は非常に高いとい
うのがあります。

他方、実際に今度は日本の市場に入ろうとすると、今まさに見てきたような足元の需給の状況
とかを見たときに、海外から電気を引っ張って来るわけにはいかないの、じゃあ日本国内でど
れだけ確保できるのか、アクセスできるのかと。国内の事業者もまさに同じ課題に直面している
わけですが、そういったところでまだちょっと二の足を踏んでいるけれども、実際に見聞
きしているところでは、かなり調査、それからこちらに拠点を設けて今活動していますので、も
しかしたら時間の問題かもしれない。そういった点も、むしろ年明け以降の議論の一つにしてい
きたいなというふうに思っております。

○村上委員

ありがとうございます。ちょっとその関連で、海外の外資系、どういうふうに定義するかによ
りますが、そのあたりで自由化を進めていく中で、業者が日本以外のものが入ってくる可能性、
これを議論する中で、この場で今話をする必要はないかと思いますが、一つのその留意点として、
その安全保障上の問題、これはもう日本の国レベルの安全保障上の問題というところにもかなり
留意をしながら、なおかつその外資系を含めた自由化、ここのそのバランスですね、両方に留意
しながら議論をしていく必要があるのではないかと。今のところ入っていないので、実際にその
問題を目の前にということはないかもしれませんが、今後、考えていかなければいけない
というふうに考えております。

○山内委員長

ありがとうございました。

それじゃ、村松委員、どうぞ。

○村松委員

今の村上委員のご発言から、確におっしゃるとおり、グローバル企業の、外資系の企業の参入がないなということで、小売電気事業者としては入っていないんですけれども、私もちょっと個別に聞いているところでは、既にもう自由化が進んでいる欧米各国の事業者が、どういう形でその自由化したマーケットに対して企業さんが戦略を組んでいったらいいのか、オペレーションをどうやって回していったらいいのかといったところで、このノウハウの供与といったような形で、外資系のお力をかりているような話は聞いております。

やはりなかなか、今回の自由化の市場というのが小口のお客様ですので、小口のお客様に関する事業上のノウハウをお持ちの会社さんというのが、どうしても参入しがちなんだと思うんですね。外資系の会社でそういったものを持っているところは、なかなか難しいかと思いますので、ちょっと違った形で入ってきているのかなと。それを新電力さんだったり、これから参入されるような企業さんが力として使っていくという形で外資系が入ってくるのかなというふうに、私は理解しております。

○山内委員長

ありがとうございます。先日、イギリスの元環境副大臣の方が来られて、私たまたまお会いしたんですけれども、やはりイギリス企業は日本に入ってくるのはどうしたらいいかというようなことをかなり関心をお持ちで、ある意味ではそういったマーケット調査に来られたというようなところがございました。まあ関心は非常に強い。

それで、そのときも、どういうところから入れるのかというご質問を随分聞かれましたけれども、おっしゃるような形で直に何か小売をすぐというわけにはいかないけれども、いろいろな形で入る余地はあるのかなというふうに思っています。

来年の4月までって、なかなか難しいところがありますし、ちょっと時間がかかるかもわからないですけどね。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、廣江さん。

○廣江オブザーバー

何度も申し訳ございません。今、松村先生からお褒めの言葉をいただきましたが、その点につきまして申し上げたいと思います。

従来、私も、電気事業法の18条だったのでしょうか、供給責任を課せられておまして、それが自らの十字架でもあり誇りであると思い、安定供給に取り組んで参りました。今回、すべての原子力発電所が停止してしまいましたが、何とか古い石油火力を維持していたものですから、そ

れを再稼働させることによって、燃料費だけは非常に上がってしまい、結果的に電気料金が上がるという形で大変ご迷惑をおかけしたのですが、一部の会社を除きましたら、供給責任だけは維持できたということだと思います。

今後につきましては、ご承知のように、基本的に小売電気事業者がまず平等の立場で、それぞれのお客様に対して供給責任を果たすということになっていたと思います。これはもうビジネス、商売の一環でございますので、そこで破綻を来たせばお客さんから愛想を尽かされるわけでありますから、それぞれが精いっぱい頑張るということになると思います。

一方では、送配電事業者が全体の系統についての周波数あるいは電圧維持の義務を持っているということでございますので、先ほど申し上げたこととも関連いたしますけれども、そういった予備力をしっかり持てるような手だてというものを、ぜひご検討いただきますよう、お願いをしたいということでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ほかに、この検証についてご意見、ご質問ございますか。ありがとうございます。

先ほど申しましたように、この検証の内容につきましては、この委員会が何か発表するという形ではなくて、政府のほうで発表されるということでございますので、今いただきましたご意見について、これもまたご考慮いただいて、最終的な取りまとめにさせていただくという形にさせていただきます。

どうもご協力いただきまして、ありがとうございました。

（２）優先給電ルールの見直しについて

○山内委員長

それで議事を進めさせていただきますが、次は、優先給電ルールの見直しということであります。これも事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○江澤電力需給・流通政策室長

ご説明いたします。電力需給・流通政策室長の江澤と申します。

資料5をご覧ください。優先給電ルールの見直しについてという資料でございます。

開いていただきまして、まず「はじめに」というところでございます。本日の議論なのですが、まず、優先給電ルールというのは何であるかということなのですけれども、電力という財は常に需要と供給が一致していかなければいけないということで、それを一致させるためには需要の変動に応じて稼働中の電源等に対する出力抑制、逆に発電ということもあるんですけれども、その

順番とか条件を定めるものが、優先給電というものでございます。

本日の議論、2つに分けておりまして、来年4月の小売の全面自由化時に行うものと、2020年の送配電部門の法的分離までにできるものから速やかにやっていくもの、この2つでございます。

まず、1番のカテゴリーの自由化時に行うものなのですが、抑制指令、これは電力が余剰が、再生可能エネルギーなんかが増えすぎてしまった場合、そのときに、発電が多い場合に、出力の抑制をするということでございますけれども、火力発電の抑制をするという、まずそれを先にやるんですが、一般電気事業者と新電力、これらが調達した火力発電等について、これは同じ順位にすることです。今までは一般電気事業者が抑制し、後から新電力の電源を抑制するという形をとっていたのですが、これを同順位にすることでございます。

それからもう一つは、再生可能エネルギーの出力抑制の前に地域間連系線、これを活用して広域的な系統運用を実施するということでございまして、これに基づく議論、これを1番目として、抑制指令順位の見直しということで、2ページ目以降で説明したいと思います。

それから、もう一つの議論は、一般送配電事業者、基本的にはメリットオーダーで出力を調整するというでございます。これは何かというと、高い電源から抑制指令をしますし、逆に安い電源から発電をするということでもあるんですけれども、今般新たな抑制指令順位の運用に当たって、詳細な設計が今後必要となります。

イメージ的には主要な論点、主な論点を下に挙げておりますが、一般送配電事業者が高い電源から抑制し、安い電源から発電するというメリットオーダーで検討運用するために、ところが火力発電のユニットごと、その発電所のユニットごとに調整単価を把握できないと、どこが一体高くどこが一体安いのかということがわかりませんので、調整単価を把握するというでございます。

それから、もう一つ主な論点としては、新電力の発電設備、こちらは大体オフラインであり、送配電事業者からオンラインでコントロールするような状況にはなっていないので、このオンラインで調整可能にしていくことが重要であるということでございます。

こうしたものが今後に向けての主な論点ということでございまして、まず、つまり調整単価とオンライン調整が行うことによって、メリットオーダーで安い電源からしっかり運用をしていくことによって、それによって発電コストを最小化していくということでございます。これについて、後ほど説明したいと思います。

本日は少し用語で難しいものが出てきますので、一番最後のページ、13ページをご覧ください。

この13ページは、まず、何度か出てきましたけれども、用語集として、「メリットオーダー」という言葉。これは相対的に価格競争力のある電源から順番に使用するという考え方のもとで、

逆に発電が、供給力が上回ってしまった場合には、調整単価の高いユニットから順番に抑制していくということでございます。発電は安いもの、抑制は高いものからということでございまして、これは市場を通じて適正になされるんですが、こういった調整を行う際の価格を把握するということによって、このメリットオーダーができるという考え方でございます。

それから、「計画値同時同量」ということなのですが、以前は需要と供給を一致させていたということなんです。これも今後もそうなのですが、今後、発電事業者と小売事業者が、それぞれが実需給の1時間前に、実際に発電と需要が起こる1時間前まで変更していいのですが、発電計画と需要計画を確定させて、その計画どおりに発電・需要を行う制度でございまして、この計画値と実績値にそれぞれ差が生じる場合には、その差をインバランスと認識して、インバランス料金ということを払っていただくことで精算を行うという考え方です。

この「インバランス料金」というのは、基本的に高い料金ということになるのですが、インバランス料金は、計画値と実績値の差が生じた場合に、調整料金として一般送配電事業者と発電なり小売の間で精算する際の料金というものでございます。

電気、先ほども申し上げましたけれども、流通在庫という考え方がなくて、常に瞬時、瞬時の需要と供給を一致させなければいけないために、こうしたルールづくりが必要という背景でございます。

戻っていただきまして、3ページ目をご覧ください。

まず、抑制指令順位の見直しということで、現行の抑制指令順位と新たな抑制指令順位のイメージ、来年の4月からということでございまして、左側を見ていただきますと、一般電気事業者が調達した発電機の出力抑制及び揚水発電の揚水運転というふうに書いております。これをまず調整としてやっていただいた上で、太字になっていますgのところを見ていただきますと、特定規模電気事業者、新電力、PPSでございすけれども、PPS等の発電事業者が発電機の出力抑制をするというのが後ろに来ていたというのが、今までの運用でございす。

抑制指令の最後の順位として、長期固定電源、原子力、水力、地熱といったものの抑制が一番最後に来るのですが、この直前にならないとこの新電力等の発電機の出力抑制というのが行われないというのが今までの出力の抑制指令の順位だったのですが、今後は電源ごとに、差異は設けないということでございまして、電源ごとに一体どのように行うのかということでございまして、新たなイメージは、一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力、これは一般送配電が契約等で固定費なんかを含めて調整力として確保したもの、これを電源Iといいます。これは次のページでちょっと解説したいと思うのですが、それから、一般送配電事業者がオンラインで調整できる火力発電の出力抑制ということで、これは誰の持ち物かというよりも、こういったものをまず

最初に抑制をするという考え方でございます。

少し、今、電源Ⅰ、Ⅱというような言葉が出てきたので、次のページをご覧くださいと思います。

便宜的な呼び方でございますけれども、電源Ⅰ、これは一般送配電事業者があらかじめ確保する調整力という形で、入札等の形をとって、固定費と可変費によって料金精算を行うようなもの。あらかじめ確保してるといふようなところにポイントがございます。電源Ⅱは、一般送配電事業者がオンラインで他社の電源等を調整できる電源等ということでございます。電源のⅢ番目というのは、オンライン調整ができない電源という区分けで、本日議論をさせていただこうと思っております。

3ページ目に戻っていただきまして、その順位の解説なのですが、まずaのオンラインで調整ができる火力、それからbのオンラインで調整ができない火力等の出力抑制。それからその後、それをやった上で、連系線の活用といって、広域的な系統運用によってそれを調整するということとございまして、以下、バイオマス、自然変動電源というような順番で出力抑制をしていって、それから最後には長期固定電源の出力の抑制が入ってくるという、そういう順番でございます。

少し注意書きのところが多いので、かいつまんでご説明をさせていただきます。

(注3)というところに、火力発電にはバイオマス混焼を含むという形でございまして、ただ、この火力は全部調整できるのかというと、鉄鋼や製紙工場における自家発の余剰電力で経済活動に伴って出力が発生する場合、こういったものは出力が調整できないと。例えば、鉄鋼の工程から出てくるような副生燃料を使って発電をするようなものについては、それを使わなければいけないということでございまして、出力が調整できないものもございまして、といったものを念頭に置いています。

それから、(注5)で、オンラインが可能か、可能でないかということなんですけれども、オンラインの調整が物理的に可能な電源であっても、一般送配電事業者とオンラインの指令の契約をしない場合には、これは電源Ⅲという、オンライン調整ができないということに入ってしまう。

(※)の一番下のところもご覧くださいと思います。bとcの順番、どちらが先かというような議論でございますが、電源Ⅲの出力の抑制と、それから連系線のcの活用した広域的な系統運用の順位は、仮にこの連系線の活用を実施した後にオンライン調整ができない火力、このⅢを出力指令をするとした場合には、実務上、オンラインでできないので時間が少しかかるということとございまして、オンライン調整が可能であってもですね、受け入れる、さらにオンライン調整が可能なのにその契約をしない電源もあるので、そういうことも踏まえて、まずbの電源を

抑制するという事で、順位をここで書いております。

それから、5ページ目以降は、これが具体的などのような運用のフローのイメージなのかということなのですが、抑制指令に当たっての具体的な運用フロー、広域機関等において関係事業者で検討中であって、現時点ではイメージを示します。先ほど申し上げたようなルールがうまく回るように実務を議論しているというところでございます。

まず、FIT電源がどのように発電するのかという計画がつくられ、それを小売が認識し、といったようなところを、この準備を前々日、前日、それから当日でどのような運用をしていくのかというフローのイメージを示したものでございます。こちらについては参考でございます。

今後に向けての議論ということで、7ページ目以降、8ページをご覧いただければと思います。今後に向けての主な論点の総論でございます。

これは今日決めるということではなくて、今後このような議論が必要なんだという、今後検討が必要なんだというご紹介でございます。

電力システム改革第2弾で、ライセンス制の導入で来年の4月からということでございますが、それに伴って発電部門にも今後、新規の参入が増加が見込まれます。電源間の競争を促すために公平な環境整備が必要となります。

ただ、現状では一般送配電事業者は、例えば九州電力の送配電は九州電力の発電所の調整単価のみを把握し、新電力の発電所の調整単価はわからないといったことでございまして、旧一般電気事業者の電源を中心としたユニットの調整単価しか把握していないため、ほかの会社の発電所の調整単価がわからないと、適切なメリットオーダーで抑制指令を行うことが困難な状況ということでございます。

このため今後の論点としては、このメリットオーダー、安いものから使う、そして電源コストを、発電コストを最小化するというところでございますけれども、こういったものを、調整力なんかも考慮するのですが、このメリットオーダーの実現のために、電源のユニットごとの調整単価等を把握する必要性がございます。

それからもう一つは、この抑制指令を実際に行った場合の調整ルール、費用精算ルールというのも、論点の①-1に、上の部分に関連した議論ですが、こういったものがございます。

それから、自然変動電源、太陽光、風力等の導入拡大によって、今後一層の調整力の確保が必要となりますが、オンラインで調整できる電源がより多く確保できることが望ましいので、電源Ⅲという、このオフラインで調整する電源を、なるべくこのオンラインのほうに移行を促す仕組みが今後必要になっていくということでございます。

それから、さらに自然変動電源を導入するためには、連系線を活用して広域的に系統運用、精

算ルールなんかを検討する必要があるがございまして、こういった精算ルール等ということでございます。例えば、AのエリアとBのエリアでそれぞれ送電した場合に、再生可能エネルギーのために余剰電力なんかを送電した場合に、精算ルールをどのようにするのかといった、そのルールが必要ということでございます。

まず、論点①－1というところで、9ページでございます。

メリットオーダーの実現のために、一体、それぞれの発電所がどのような調整単価なのかということ把握する必要性ということでもあります。

一般送配電事業者、こちらが系統運用を行うわけですが、メリットオーダーで、つまり安いもの、高いものということでございますけれども、高コストな電源から抑制指令を行うためには、発電事業者、別の事業者ということになります、保有する電源ユニットごとの調整単価を把握する必要があります。しかし、現状では新電力等の電源Ⅲ、これはオフラインのものを中心に、ユニットごとの調整単価を把握していないため、価格がわからないということは、調整単価がわからないということは、適正なメリットオーダーで抑制指令を行うことが困難な状況でございます。いかにして、このユニットごとの調整単価を把握する仕組みを構築するかが重要な課題ということになります。

右側を見ていただきますと、電源Ⅰ、電源Ⅱという、これは送配電と、一般送配電事業者が確保する調整力。それから、オンラインで調整できる電源として、一般送配電事業者が発電事業者と契約を締結しますが、その際にどのような調整単価なのかということ登録する仕組みとしてどうなのか。つまり、発電事業者が幾らなら発電をし、幾らなら抑制をするといった単価を把握するというところでございます。

その一方で、オフラインの電源Ⅲについては、この一般送配電事業者、発電事業者等の関係者において、ユニットごとの調整単価を情報提供する仕組み、それから、それを更新する頻度などを検討を行って、早急に仕組みを構築していくことが必要ではないかということでございまして、例えば広域機関のようなところで、広域的運営する機関で、調整単価の順序を示すことといったような対応があり得るかなということでございます。

それから、この仕組みが構築されるまでは、一般送配電事業者はユニットごとの調整単価を把握できないので、適正なメリットオーダーに基づくには困難でありまして、当面の措置として、上に書いたものと似たようなものですが、燃種、それから熱効率、稼働年数、設備のスペックの制約といったものを、一般送配電側が把握可能な範囲で簡便な運用をすることも考えられるのではないかとございまして。

今後は単価を把握し、抑制指令を適正に行うために単価を把握するというところでございまして、

そのために今後どのようなことを検討していくのかということを、今後の議論として検討していくことが必要ですということでございます。

それから、次のページ、抑制指令をした際の精算ルールということですが、抑制指令時の精算ルールの検討は、例えば調達したもの、電源Ⅰと電源Ⅱの可変費、どれだけ変動費があるかということでございますけれど、これについては発電事業者の抑制指令により燃料費が削減できる。これはどういうことかということ、発電者に対して今、発電を減らしてくれ、発電事業者に対して発電所の発電量を減らしてくれといった場合に、燃料費が浮くということございまして、削減した燃料費相当の調整単価を抑制料金として、発電事業者が送配電のほうに支払う。これについては相対契約で決まるということでございます。としてはどうかということであります。

ただし、実際にどれだけ発電、この燃料費相当がいくらであったかというのは、実際には燃料費の単価の変動であるとか、出力帯、例えば発電所の効率が出力帯によって変わってきます。ある発電所の出力を、例えば30%から20%に落とす場合と、100%から90%に落とす場合には、当然というか、もしかしたら削減できる燃料費が変わってくることもあり得るということでございます。

さらに起動停止をする費用であるとか、効率が悪化する要因といったようなところで、可変費が変わり得ることを考慮する必要があります。

また、価格形成力が高い事業者、強い事業者はエリアで多くの発電所を持っている、その調整単価が、それを過剰な利益を得ることがないように担保する措置も検討が必要ではないかということでございます。

こういったことも今後に向けての議論ということございまして、方向性であり、別に本日決めるということではございません。

さらに、電源Ⅲ、オフラインからオンラインに移行を促す仕組みということでございます。オンラインでの出力の調整ができない電源については、日本全体で大体3割程度を占めるということでございます。今後、自然変動電源が導入が拡大されると、一層の調整力の確保が必要になりますので、オンラインで調整のできる電源をより多く確保することが望ましいということございまして、そのための今後の対応の方向性としては、仮にオンラインにするための義務づけを行う場合には、その費用負担のあり方について検討が必要ではないかということでありまして、それから、既存の設備では、設計当初からこういう調整を想定していないものもあって、その場合、更に費用が増大するといった問題もあります。

さらに、オンライン調整ができる電源については、ちゃんと契約をしていただかなければ、そういった調整ができないということございまして、先ほどのページにあった調整の単価、それ

からオンライン化を進め、さらにここで書いたような契約をすることが必要でございまして、こういったものを通じてメリットオーダーに基づく運用ができるように持っていくという方向にしていくなければならないかということでございます。

では、さらに次のページをご覧ください。

それから、再エネ等の電源の余剰が生じた場合に、連系線を活用して広域的な運用を行った場合の精算ルールというのも、今後は考えていかなければいけないということございまして、連系線を活用した広域的な系統運用を行う際の、一般送配電事業者間でA電力のエリアからB電力のエリアに送電をした場合に、その精算ルールを考えていく必要がございまして、右側を見ていただきますと、事業者間の精算として、これだけ送電をするから引き受けてくれという要請を行った一般送配電事業者、Aというエリアの一般送配電事業者と、その要請を受けたBエリアの一般送配電事業者の費用精算については、当事者間の協議によって、例えばインバランス料金であるとか、市場価格といったことが考えられるが、それをどのようにすべきかということが今後の論点でございます。

さらに、左側の、今後さらに再エネ導入を目指す観点からは、調整に伴う精算費用の条件等を検討する必要がございまして、仮に追加的な費用が発生する場合の調整ルール、右側でございますが、これを追加的な費用の発生にかかる費用精算の仕組みをどのようにするべきかということでございます。

それから、受入義務ということございまして、AエリアからBエリアに送電をするという場合、Bエリアのほうで再エネの最大導入する観点からそれを引き受けるということが必要になってきますが、それでもBエリアのほう、自エリアのほうでは安定供給を確保するために必要な調整力を考慮しつつ、ちゃんと受入側のほうでも安定供給が確保されなければいけないということですが、インバランス料金や市場価格に基づいて、追加的な費用が発生しない範囲で最大限受け入れるように努めるようにしなければならないとしてはどうかといった方向でございます。

さらに、留意点でございます。小売の電気事業者はゲートクローズ、これは1時間前市場が終わったタイミングで、それ以降、そこまで電力の各事業者は調整を行うわけですが、1時間前市場を活用することが基本、市場で調整することが基本でございますので、事前計画の段階で連系線を活用した広域的な運用で、どこまで連系線を活用するかは検討が必要じゃないかということございまして、ゲートクローズの直前まで市場原理で調整する必要があるので、事前で全て使ってしまうと1時間前市場での調整ができなくなるということございまして、こういったことも今後の論点としてございます。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、優先給電ルールの見直しにつきまして、ご質問あるいはご意見。

どうぞ、横山委員。

○横山委員

どうもありがとうございます。

この優先給電ルールというのは、需要が非常に低いときに太陽光発電、風力発電のような再生可能エネルギーが大量に発電したり、または豊水、つまり、たくさん雪解け水等が出てきて水力発電所がたくさんの出力を出さなきゃいけないというような状況で、その発電力が需要を上回り抑制をしなきゃいけないというときに、どういうふうな順番で発電所を、火力発電所等、自然変動電源も含めて抑制していこうかということなんですけれども、来年4月からこのような自由化の制度の変更ということでやられるという、この抑制順位の変更というのは、これは妥当なことだというふうに思います。

この運用のフローのイメージというのがありますけれども、この資料の5ページ、6ページ等に具体的なイメージが、参考資料としてございますけれども、拝見しますと、前々日から前日、当日にかけて、非常に複雑な業務のフローがあるということで、これはぜひスムーズに系統運用される皆さんができるように、ぜひできるだけ簡素化をして、失敗のないように業務フローが動くようにしていただければというふうに思います。

その場合には、この基本的な指令抑制順位というルールが、このとおりやろうとしても、もしかしたらこの実際の運用とそごが出る可能性もありますので、それは実運用のほうをできるだけ優先をしていただいて、できるだけルールに沿うような形で動かすというふうなことが基本じゃないかというふうに思います。

ルールを守るということは大事ですけれども、実運用がうまく動くように、運用者のことも考えてやっていただきたいと思います。将来、大量に再生可能エネルギーが入ってきたときに、今後に向けての論点というのがあるわけですが、例えばこの資料の3ページの、新たなルールのbの、例えば、（注5）のオンライン調整が可能な電源であっても、一般送配電事業者がオンライン指令する契約をしない場合には電源Ⅲに含まれるという条項がございますけれど、これは将来の調整力にとって非常にもったいないわけですね。

ですから、こういう電源もぜひ活用しなきゃいけないということと、それから、その今後の論点の2の電源Ⅲから電源Ⅱへの移行を促す仕組みの必要性ということで、オンラインの調整ができない電源に対してオンラインができるようにしていくということなんですけれども、これは、

ここのページの下（注2）にありますように、費用がかかるということなんですけれども、これは、実は使い方がいろいろあるわけでありまして、この4ページの（参考1）の電源等の区分の電源Ⅰ、電源Ⅱの設備運用要件のところに、その出力抑制をするとありますが、この出力抑制というのは非常に希頻度なわけですよ。本当に太陽光、風力、水力などの出力電力が需要を上回った場合に抑制をかけていくわけですから、それほど年間になく、まあ大量に入ってきますともちろん30日以上起きるということなんですけれども。一方、その設備運用要件のところで電源Ⅰ、電源Ⅱというのは周波数制御や需給バランス調整について対応が可能ということで、先ほどおっしゃいましたようにゲートクローズ後の実運用までの1時間の間に、日々こういう利用のできる電源になるわけです。従いまして、オンラインの調整装置をつけていただければ、この電源Ⅰ、電源Ⅱの中のこの周波数制御、需給バランス調整にも使えるということで、非常にコスト的には、コスト対効果的には非常に効果が上がるということですね、そういうことも含めて、できるだけ電源Ⅲから電源Ⅱへの移行というのを、できるだけ早くやられたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

さもないと、昨今の動きは蓄電池等を使ってこの出力抑制に対応する、またはこの需給調整、周波数制御に使おうということの動きもありますけれども、非常に蓄電池等のコストは高いので、こういう電源をできるだけ利用して、できるだけ蓄電池のコストを減らして、社会コストを減らしていくというのが非常に重要ではないか、電気料金を下げる意味でも重要じゃないかというふうに思いますので、ぜひそういうことを考えて行っていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

では、大山委員どうぞ、ご発言を。

○大山委員

どうもありがとうございます。

今回この話というのは、供給力だけでなく調整力というのも非常に大事だということが出てきている話だと思います。電力システムを運用するためには調整力非常に大事ですので、それを確保する方向にぜひ行ってほしいというのが、まず大前提だと思っています。

今も横山委員からもお話がありましたけれど、蓄電池ではなくて、なるべくその火力あるいはほかの発電設備の調整力を活用し、さらにネットワークであることが電力システムの一番のメリットなので、広域的な運用もするというのが大前提だというふうに思っています。

それで、電源ⅢからⅡに移ってもらうという話ですけども、これは今も横山委員からもお話

がありましたけれども非常に大事な話で、Ⅲにいて全然のうのうのとしていると何もデメリットもないという状況だと、それはまずいなという気がしております。

あと、ということは、例えば何か系統接続料金が高くなるとか、そういうシステムが今はないかもしれませんが、そういったことも考える必要があるのかもしれないというような気がしております。

抑制指令順位のイメージ、3ページ目ですけれども、これで見ると、まずはオンライン調整できるものを出力抑制しますと。次はオンラインでの調整ができない火力をするよというふうになっているんですけれども、逆に言うとオンラインじゃなくても、少し時間的余裕があれば調整できるのであれば、先にそっちを調整しておいたほうが、何か緊急事態のときにはかえって運用しやすくなるというふうに思いますので、このaとbの順番は必ずしもこうじゃなくてもいいかなというぐらいに思っています。

例えば、先ほど江澤室長のほうからもお話がありましたけれども、技術的に難しいものだとか、そういうのはどうやって除外するかというのは考える必要があるというふうには思っています。

最初に申し上げた、ネットワークであることが電力システムの最大のメリットということなので、連系線の活用ルールとか精算ルールについては、ぜひしっかりやっていっていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○山内委員長

では、松村委員どうぞ、ご発言ください。

○松村委員

まず長期的に、出力調整しやすい電源は、他の条件を一定とすれば、より系統安定に資する電源なわけですから、そういう電源が有利になるように、逆に言えば出力調整をしにくい電源がより多くのコストを負担する制度にしていかないと、様々な局面でインセンティブが歪むと思います。

ⅢからⅡというだけではなく、例えばバイオマスの出力抑制でも技術的に不可能ということもあるが、大半のものは可能。しかし、出力調整するためにはコストがかかる。現状ではコストをかけて出力調整できるようにしても何一つ得することがないから、多くのバイオマス電源が抑制は難しい状況のまま。出力調整しやすい電源が有利になるような体系に変えれば、状況は変わるはず。今後、長期的に制度の準備を考えるべき。

それから、大山委員がご指摘になったとおり、aとbの順番については、この順番でやるのが正しいか否かは必ずしも自明ではない。柔軟に調整できないものについては、あらかじめ、例え

ば前日段階で止めるような対応も十分あり得る。この点も考えていただきたい。

電源Ⅲに関して考えなければいけないのは、これから作るものに関しては、一般電気事業者のものでなくても、要件として、一定規模以上のものは義務づけるという話と、既設の電源に後づけで対応しろという話は区別していただきたい。

後づけでも、最初からつけるときと追加コストが変わらないならいいが、コストが違うということもあり得る。もしそうなら、そのコストを全部発電事業者に負担させるのがフェアかどうかは、考えていただきたい。

もし、一般電気事業者の電源でもともと発電コストに入っていたとするならば、その部分は新規参入者も負担するのが公平なのかもしれないけれど、最初からわかっているならば、例えば10億円で済むものが、後からつけると25億円かかるとすると、25億円全部発電事業者が負担するのがフェアなのか。10億円分は自分で負担して、15億円分は系統負担、託送料で負担とするのがフェアだと思う。この点はぜひ考えていただきたい。逆にそうしないと、ⅢからⅡへの移行は進まないと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。これは、ほかに。

すみません、武田オブザーバー、どうぞ。

○武田オブザーバー

優先給電ルールに関してですけれども、最後のほうに説明がちょっとありましたけれども、小売電気事業者はゲートクローズまで1時間前市場で需給調整をするということで、できるだけこういう優先給電ルールが使わなくて調整がきく仕組みが大事かと思うのですが、そのためにはやはり市場の厚み、よく言われていますけれど、厚みがないとこういう調整がなかなかできないということで、その市場の厚みをきちんとつくる仕掛けもお願いしたいと思います。

それから、あと細かい話ですと、資料5の10ページに、電源Ⅰ、Ⅱについては調整単価が送配電事業者と発電事業者の相対契約で決まると書かれています。なおかつ、その下に懸念事項が書いてありますとおり、当面このⅠ、Ⅱの電源というのは今の一般電気事業者が持っている電源で、ここに価格形成力が強い発電事業者の調整単価となる現状を見ると、やはりここは相対というよりは、きちんと第三者でこの調整単価が妥当なものなのかどうかというのをきちんと検証する仕組みを入れてはどうかと思います。

それから、ⅢからⅡへの移行と、これは望ましい方向なんですけど、先ほど言ったように既設で既に稼働し、オンライン化の機能を持っていない電源をどうするかということに関しては、きち

んとそのⅢからⅡに費用をかけても、かけるだけのメリットが得られるというか、そういう補助
なりの仕組みを検討していただきたい。

その場合にちょっと気になるのが、ⅢとⅡのやり方で、4ページに書いてありますその料金精
算の仕組みが、Ⅱの場合が可変費になっていて、Ⅲの場合がインバランス料金、これらは異なる
価格体系で、ⅢからⅡに移ることによって精算の料金が違う。これがそのⅢからⅡに移ることの
障害にならないような仕組みが必要かなと思います。

それから、もう少し細かい話で、例えば燃料等をある分量使いますよという約束のもとに燃料
の単価を決めたりするので、そういう条件の中で抑制指令が頻繁に来るとなると、この条項にひ
っかかってしまって価格帯が上がるとか、固定のものではないのでその辺なかなか難しいかと思
うんですけども、そういういろんな条件をきちんと整理されて、ⅢからⅡへ行きやすいように、
Ⅱに行ってもきちんと優先の給電指令が受けやすいような仕組みをぜひ検討していただきたいと
思います。

以上です。

○山内委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

以上について、事務局、何か。

○江澤電力需給・流通政策室長

ご指摘ありがとうございます。今後の議論ということですので、こういった議論をよく詰めて
いきたいということでございます。

aとbは、必ずしもこの順番でなくともいいんじゃないかということでございまして、それは
まあ、確におっしゃるとおりの部分がございまして、仮にaだけでは間に合わないからbもや
るんだ、bも調整しないととても調整し切れなくて再エネの抑制になってしまうんだというとき
には、あらかじめbは、前々から発動しなければ、前々から抑制することにしなければ、すぐや
ってと言ってもできないのがオンラインということでございますので、その場合にはaもbも発
動することになりますので、ご指摘のような点が、まさにそのとおりでかなと思います。

それから、武田オブザーバーのほうから、市場の厚み、それから第三者の検証といったような
ところ、まさにそういった点も重要でございます。

ⅡとⅢで料金の体系が違ふと移行しにくいといった、そういったことも考慮して、なるべく多
くの調整力を確保し、それから、それが抑制がしやすい、調整がしやすい、メリットオーダーに
移行しやすい仕組みをつくっていくために、こういった論点がございまして、これについては
今後よく検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

(3) 再生可能エネルギー固定価格買取制度における買取義務者の変更について

○山内委員長

それでは、次の議題に進ませていただきます。次が、再生可能エネルギー固定買取制度における買取義務者の変更についてということでございまして、これについては資料6です。これについてご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○松山省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課長

省エネルギー・新エネルギー部エネルギー対策課長の松山でございます。

それでは、再生可能エネルギー固定価格買取制度における買取義務者の変更につきまして、現在の検討状況についてご報告させていただきたいと思っております。

これまでのこの委員会の議論もございましたように、震災後のエネルギーミックスの再構築に向けまして、再生可能エネルギーをどう導入していくかという議論がございます。この一番大きな政策的な制度措置といたしましては、固定価格買取制度、いわゆるF I Tと呼ばれる一定の固定の価格で電力を発電したものを買い取っていくということ、長期の収入補償をつけることで導入促進をするという制度がございます。2012年に導入されて既に3年経つわけでございますが、太陽光発電が大量導入してございまして、国民負担をどう抑制するかというような問題、同時に、昨年、電力会社のほうでですね、接続が受け入れきれなくなってしまうという問題、いろんな問題が出てきてございます。

現在、再生可能エネルギーの関連諸制度の制度見直しの審議会を開いてございます。その中で、エネルギーミックスの実現、国民負担の抑制、そしてシステム改革の成果の反映という3つの視点から議論しているところではございますが、そういう前提、背景のもとに、ご説明して参ります。

1ページ目には、本当に一からでございますけれども、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスという、こういう5電源を対象とした支援策なんでございますが、2ページをご覧くださいますと、まだまだ再生可能エネルギーの導入比率は諸外国に比べて低い水準でございまして、引き続きこのF I Tと呼ばれる固定価格の買取補償による導入促進策を継続していきたいと考えているところでございます。

導入の状況が3ページでございまして、この3年間、非常に大きく伸びてまいりましたが、認定量の9割は事業用の太陽光でございまして、いわゆるメガソーラー中心の導入になっているということ。これは電力システムとの関係で申し上げますと、自然変動電源と、太陽光の照り具合によって発電量が相当変わってしまうということがあるわけございまして、先ほどありました電力の需給の調整、系統全体のバランスということ考えた場合に、これをどう制御していくかということが出て参りますし、その際に発電し過ぎたもの、発電が足りなくなったもの、このバックアップということが、今回システム改革で導入されて参ります、小売の自由化、さらにはライセンス制の導入、そして計画値同時同量、先ほど江澤室長からのご説明がございましたけれども、こういった制度との兼ね合いでどう考えていくべきかということが今の論点となっている部分でございまして、その中で買取義務者、すなわち発電した電気を誰がFIT法上買い取るのかと、買い取る義務を負うのかということの論点につながってくるわけでございます。

4ページが、現行のFIT法のフローを示したものでございまして、一番左にございます発電事業者、例えば太陽光パネルを置いて発電するという方が、電力会社、これはライセンスが切れていない中で一つの一般電気事業者が中心になりました電気事業者さんが買い上げるわけでございますが、このうちで回避可能費用という燃料費の部分差し引いた部分について追加的な費用が必要になってくるわけでございます。まだまだ再エネというのは高うございますので、これを一定価格で導入していく際には、各々、その足りない部分については国民の方々に賦課金という形で電気料金に載せてご負担いただいている。これは全体の仕組みでございます。

そうしたときに、その価格自体が、その次の5ページに書いているところでございますが、一定の価格で調達をし、一定の期間でそれを継続していく。一方で、その足りない部分、燃料費以上に払わなければいけない部分については、各ご家庭、各企業の方にもご負担いただく、こういう仕組みになっているわけでございますが、6ページのところで、この買取義務者ということ、仕組み上概念化したものが、この絵でございます。

すなわち現行では、この電気事業者とひとくくりになって、一般電気事業者、特定電気事業、特定規模電気事業者といろいろあるわけでございますけれども、今の現行の法制におきましては、小売事業者の方が消費者の方に販売する上で、その電気を誰からどれぐらい調達するかという観点で、小売という機能を担っていらっしゃる部門を、事業者の方々にこの義務をかけるという仕組みにしております。

この小売の自由化、さらにライセンス制の導入の伴わない段階でいいますと、その前で言えば、電気事業者はひとくくりだったわけでございますが、2年前、この電気事業法の改正に伴いまして、どこに整理するかとなったときに、従来のRPS制度、これは各電気事業者がどれぐらい再

エネ電気を買う調達義務を負うかという量で、一定の導入義務をかけたわけですが、この経緯的な流れ、そして、まだまだその当時は再生可能エネルギーと、量が小さい状況でございましたので、今のように大量導入というのが想定されない中でいえば、あくまで小売事業者さんがどれぐらいの量を買えばいいかと、調達すればよいかという観点から、小売事業者の方々に義務が負わされる形で、電気事業法上の改正の中でも整理してきたところでございます。

しかしながら今、状況がいろいろ変わってきてございまして、7ページ、小売買取と、今度は送配電事業者さんの買取という仕組みの流れを、上と下でフローで違いを書いてあるわけなんですけれども、今の小売電気事業者の買取義務を前提としていった場合、結局その小売事業者さんが実需給、先ほどもお話ありましたが、実需給1時間前まで調達計画をつくり直していったら、最大限受け入れていくべく考えていくわけですが、エリア全体のその電気の需給の調整というのは、送配電事業者さんが電気の流れをコントロールしているという形になるわけでございます。

そうすると、この実需給1時間前から前日の12時の間のこの需給のところを、小売電気事業者さんのほうに例えば火力の焚き増し、焚き減らし、揚水の活用ということを、ネットワークの送配電事業者間との間で調整をして、何とか最大限受け入れていこうというインセンティブは、なかなか働きづらい部分がございます。

このインバランスが生じたときの処理の仕方、これは生じさせないようにするための処理の仕方ということについて言いますと、もともと少ない再エネの量で買い取る段階であれば、小売事業者さんに義務をかけて受け取っていくという形でよかったわけですが、これほどFIT法による導入が、かくも急速に量的にも拡大していく中で、同時に太陽光中心にそれが進み、需給のアンバランスということがより大きく振れてくるようになっていく中で考えていきますと、むしろ、これは後にちょっと資料をつけてございますが、欧州で導入されているように、エリア全体でまず送配電の事業者さんが一旦買い上げた上で、それを小売事業者さんを経由して事業者の方々に届けていく引き渡しという形で、上から受けて流していくという形に整理し直したほうが、より最大の受け入れが実現できるのではないかと。

もしくは、先ほど横山先生からご指摘ございましたけれども、インバランスの処理のプロセスが、電気の系統を制御している、全体のバランスを制御している送配電事業者さんと、実際の調達の義務を負っている小売事業者さんの間で、やりとりをいろいろしながらという、非常に複雑な制度になりかねないという問題がございまして、送配電買取にしたほうが事業の実施の円滑性、同時に最大限の再生可能エネルギーの受け入れ、さらには出力制御の最小化という観点から考えていっても、より適切になるのではないかとというような議論が今、進められているところでござ

います。

そのメリットを整理しましたのが、8ページのポイントでございまして、①で書いてございます。これは繰り返しになりますけれども、需給運用の柔軟化が、より送配電事業者のほうがやりやすくなるのではないかと。その②にございますように、インバランスの精算をはじめといたしました制度の簡素化ということがとれるのではないかと。最後、その他で書いてございますけれども、小売事業者さんのほうに、様々な義務がかかっていくわけございまして、その事業自体の安定性、そして小売事業者間相互間の競争性ということの確保を考えた場合に、送配電事業者さんの買取ということに変更したほうが適当ではないかというのが、現在における、私どもで中心に、この電力・ガス事業部と一緒にやっておりますけれども、審議会の議論の大きな方向の流れでございます。

9ページが、現行の中でのFITのインバランス特例として、さまざまな形で一般送配電事業者、特定供給者、いわゆる発電事業者、そして小売事業者の間で、インバランス処理についてやりとりをするわけになるわけでございますが、こういうものが送配電の買取になりますと、送配電事業者さんに一元化されるわけでございますので、こういう苦労がなくなっていくのではないかと。

あと、10ページがこの諸外国の例でございます。イギリスが唯一、小売事業者さんのほうに買取義務者を寄せているわけでございますが、ここはまあこの国の、さらに小売の部分が、ビッグシックスと呼ばれます、大規模小売事業者さんが一種の寡占状態であり、非対称的な規律がかかっているという状況であること。そして、送電部門というのがナショナルグリッドで国営カンパニーによって運営されていることという、ちょっと特殊事情も考慮する必要があるのかなというふうに議論がされているところでございます。

なお、この議論の延長線上で11ページ、送配電事業者さんに義務を移すということが大まかな議論の方向ではあるんですけれども、その上で現在議論が進められておりますのは、その買い取られた再エネ電気をどのような形で、どういうルールで各小売事業者さんのほうに引き渡していくべきであるだろうかという論点がございます。

今、こちらの審議会の中で整理した3つの手法、アプローチをそれぞれ使っていくということになるのかなと。この3つの表で書いています一番上、これは市場経由の引き渡しと、送配電事業者さんが買われたものを市場、卸市場に出していくと。市場の中で公正な、その経済効率的な価格が形成されていくだろうというメリットがあるアプローチかと思えます。

これにつきましてもさまざまな議論がございましてけれども、余りにも大量な電気が、その市場自体が健全に発展していない中で導入され過ぎてしまうと、ここの市場価格というのが適切な価

格をつけにくいのではないかというふうな指摘もございます。これはいろいろな議論がございますので、引き続き議論をしていく必要があるかと思っております。

もう一つのアプローチが、②で書いてございますが、小売事業者さんとF I Tの電源、発電事業者さんの間で個別の契約をされている場合、すなわち現行の小売買取の Protokolになるわけでございますが、そういう場合は送配電事業者さんからそのまま、その電気は、ある、その特定の契約を結んだ特定事業者さんの方に引き渡していくという、私たちは相思相愛型と呼んでおるわけなんでございますが、そういうものもあわせて併用していかなければ、現在のビジネスの実態からするとビジネスにトラブルが生じてしまうのではないかという意味で、①、②、市場経由、あるいは小売との直接契約をベースとしたもの、それぞれを認めていく形が望ましいのではないかという議論がございます。

一方で、例えば沖縄、離島のように、市場がない地域ももちろんございます。そういった場合も含めまして、その①、②、まさに②だけではなかなか相手が見つからないということもあり得るわけで、そういう場合の発電量を処理するための割りつけということについても制度を整備していく必要があるだろうということで、この3つの方式というのを、それぞれのメリット、デメリットを考えながらルール整備をしていくということが、恐らく運用上必要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

もちろん経過措置的には、最後12ページでございますけれども、既存契約、当面この来年の春以降ですね、小売自由化がされて小売買取というのが始まってまいりますので、F I T法の改正というのが、今後ですね、法案化されて出すことになったとしても一定期間、その施行まで——まあ成立した場合ですね——時間がかかるわけでございます。当面の間はこの小売買取が継続することになるわけですし、既に特定契約、F I T法の特定契約を結んだものにつきましては、やっぱり事業の安定性、持続可能性を考えなければいけない、予測可能性を考えなければいけないわけでございますので、既存契約については小売買取のままになるわけでございます。

ですから、当面の間は小売買取の運用が進んでいく中で、追加的に入っていくものについては送配電買取がだんだん増えていくというような流れになっていくものかと考えてございます。

最後、補足的に申し上げますと、この12ページの②のところに、買取期間終了後の扱いということを書いております。特に想定しておりますのは、F I T全体は2012年に開始されたわけなんでございますが、それに先んじまして、2009年に家庭用太陽光の余剰買取制度というのが先んじて始まってございます。こちらは10年の買取期間でございますので、2019年の10月末に、その10年というのが切れるわけでございます。

そういたしますと、その場合の買取義務、買取主体をどうしていくか。これは全国20万戸の大

量のご家庭の方々の屋根置き太陽光ということに絡むところでございますので、恐らく電力会社の皆様のご協力をいただきながら、適切な形で引き渡していくということが重要になってくるところかと思えます。最終的な、最終買取補償というのがうまく進むような仕組みづくりというのが必要なというふうに考えてございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上で、私のご報告を終わります。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今のF I Tの買取義務者の変更について、これについてご意見、ご質問等がありましたらご発言願いますが、いかがでございましょうか。

横山委員、どうぞ、ご発言ください。

○横山委員

この固定買取価格制度の買取義務者につきましては、この送配電事業者が買い取るというのは大変結構なことだというふうに思います。もともと制度設計ワーキングでも、最初は買取義務者は送配電事業者だったんですけれど、F I T法との関係で小売事業者になったわけで、そういう経過も考えますと、これは元に戻るといいですか、元の考え方に戻るということで、大変結構だと思います。

その買い取った電気を小売電気事業者さんへ引き渡す方法として、先ほどご説明がありましたように、市場経由の引き渡しを基本ということで、いろいろなネガティブな点につきましても松山さんのほうからご説明がありましたけれども、②番の相思相愛の形と、いわゆる両方のやり方でやられるということですが、市場経由が基本ということですので、ドイツの例にもございますように、例えば資料の10ページの参考資料では、ドイツでは2009年の法改正で送配電事業者が買い取った電気を卸電力取引市場で一括して販売した結果、いろいろ問題となっておりますような、市場価格が非常に下落をし、いわゆる回避可能原価よりも低くなり、ネガティブプライスにもなるというような、理想的な市場じゃない状況も起こるわけであります。こういう形で始めても、また問題が起こればドイツは14年に法を改正するというので、臨機応変にドイツも改正しているということで、我が国におきましてもこういう制度をとりあえず始めて、何か問題が起これば柔軟にですね、制度を見直しするというようなことを、ぜひお考えいただいて進めていただければというふうに思います。

以上でございます

○山内委員長

ありがとうございます。ほかにいかがですか。いいですか。

それでは、よろしければ、そういうようなご意見をこちらの委員会から申し上げたということで、また制度改革のほうの議論に集約していただければというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、どうもありがとうございました。ほかに意見がないようでしたら、本日の議論はこれにて終了とさせていただきます。長時間にわたり活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、今後の進め方ですかね、これについて、事務局からご説明願いたいと思います。

○小川電力市場整備室長

それでは、本日ご議論いただきました小売の全面自由化に向けた検証については、途中、山内委員長からもお話がありましたとおり、本日のご意見を踏まえて、政府としての検証結果を年内に取りまとめて公表したいと思います。

一方で、この本小委員会につきましては、年内はこれを最後としまして、次回は年明け1月下旬あるいは2月の開催を予定していきまして、その際には小売全面自由化、まさにスイッチングの受付も始まっていますので、そういった準備の進捗状況を確認するとともに、本日もご議論ありました、新たな電力の取引の市場の設計、あるいは競争力、国際展開といったようなところの今後の検討課題についてご議論いただく予定にしております。

以上です。

3. 閉会

○山内委員長

ありがとうございました。

そういうことで、また年が明けましたら皆さんにご連絡ということになると思います。

それでは、これをもちまして、第3回の電力基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。本日はご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

——了——